

広島県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年八月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

上筒賀津浪線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字中筒賀字東田之尻二五七番一地从先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字東田之尻二五一番二地先まで	新	旧	三・一〇〇〇 ・五〇	九一・三〇	
	三・七〇〇 ・四〇	三・九〇〇 ・四〇	九一・三〇		
山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻二五五番一地从先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻二五六番一地先まで	新	旧	三・九〇〇 ・六〇	二九・九〇	
	三・七〇〇 ・六〇	三・九〇〇 ・六〇	二九・九〇		拡幅